



生活衛生 いしかわ

第112号

珠洲市野々江町の
海岸から日本海を臨む

(一社) 石川県生活衛生同業組合連合会
(公財) 石川県生活衛生営業指導センター
金沢市平和町1-3-1 石川県平和町庁舎3F
TEL: 076-259-6510
FAX: 076-259-6516



ご挨拶

生活衛生関係営業を営む皆さま、並びに生活衛生同業組合の皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より日本政策金融公庫の業務に格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

このたび、令和7年夏より小松支店に着任いたしました。三重県出身の私にとって北陸は初めての勤務地となります。前任地の岩手県で経験した厳しい冬とは異なる日本海側特有の冬の景色や海の幸を楽しみつつ、皆さまと共に歩んでまいりたいと思います。

昨年発生した能登半島地震や9月の奥能登豪雨では甚大な被害が生じました。被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げるとともに、被災からの復旧・再建は依然として厳しい状況にあるかと存じますが、日本政策金融公庫として資金繰り支援や経営再建に全力で取り組んでまいります。

インバウンド需要の回復や北陸新幹線の延伸など、明るい話題もございますが、生活衛生業を取り巻く経営環境は依然厳しく、物価高騰や人手不足などの課題が山積しております。

お取引先様からは「原材料費の高騰を価格に

日本政策金融公庫 小松支店
支店長兼国民生活事業統轄
神田 崇行

転嫁しにくい」「最低賃金引上げに伴う対応に不安がある」といった声も寄せられております。

2025年7～9月期の生活衛生関係営業の景気動向等調査結果によると、経営上の問題点として「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」とする回答は54.4%と最も多く、次いで「顧客数の減少」が38.8%という状況が明らかになっています。

このような厳しい経営環境の変化に対し、日本政策金融公庫は皆さまのセーフティネットとして確実に機能するよう努めてまいります。資金支援の円滑な実施はもちろん、「上手な値上げの進め方」や「人材定着ハンドブック」など経営に役立つ情報・ツールの提供、課題解決のヒントとなる「課題解決セミナー」の開催にも注力しております。さらに、後継者不在の店舗と創業希望者や事業拡大を目指す企業を結びつける「事業承継マッチング支援」など、地域の持続的な発展に貢献する取り組みも推進中です。

日本政策金融公庫小松支店は今後も生活衛生関係営業を営む皆さまの良き相談相手として地域とともに歩み、「安心」と「挑戦」を支える存在であり続けたいと考えております。今後とも変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

栄えあるご受賞おめでとうございます

永年にわたり生衛組合の組織の強化と業界発展のために顕著な功績を挙げられたことが認められ、令和7年度生活衛生功労者として、次の方々が栄えある表彰を受賞されました。

表彰式は、10月24日に東京のホテルニューオータニで挙行されました。

＊厚生労働大臣表彰

鮨 商 刀 祢 修 (七尾市) 公衆浴場業 村 上 憲 明 (金沢市)

＊(一社)全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰

鮨 商 金 森 泰 男 (津幡町) 飲 食 業 徳 野 外 茂 男 (志賀町)
旅館ホテル 松 崎 陽 充 (能美市)

令和7年11月18日、石川県庁特別会議室において、次の方が令和7年度生活衛生功労者として知事表彰を受けられました。

永年にわたる生活衛生関係営業の発展のための顕著な功績に深く敬意を表しますとともに、心からのお祝いを申し上げます。

＊石川県知事表彰

麵類食堂 三 井 智 博 (小松市) 飲 食 業 西 道 大 作 (宝達志水町)
飲 食 業 前 田 利 幸 (金沢市) 公衆浴場業 田 村 伊 織 (金沢市)

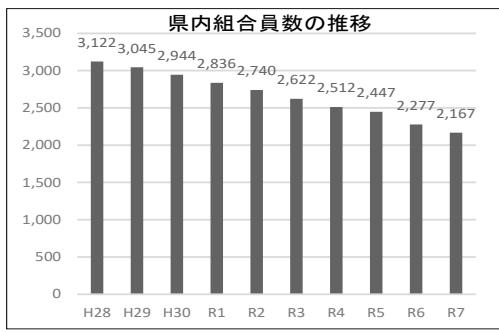
(敬称略、順不同)

事業報告 衛生水準の確保・向上事業の取り組みについて

指導センターでは毎年11月の「生活衛生同業組合活動推進月間」に合わせ、生衛組合や関係機関と連携して、生衛業の新規開業者の組合加入の促進や、組合活動の活性化の推進に向けて重点的に取り組む「衛生水準の確保・向上事業」を行っています。

この取組の一環として、令和7年9月29日、しいのき迎賓館において組合役員や保健所等の行政担当者、日本政策金融公庫金沢支店国民生活事業統括にご参加いただき、「衛生水準の確保・向上推進会議」を開催し、生衛組合の現状と課題、各組合の今年度の取組などについて協議しましたので、その概要を報告します。

●組合員数の現状



※10年前との比較：955人減少、減少率▲30.5%

県内の生衛組合の組合員数は毎年100名前後減少しており、10年間で955人、約30%減少しています。減少に歯止めをかけることが喫緊の課題です。

●指導センターの取組内容

<新規組合員の加入促進>

昨年度の新規営業許可店舗に対し、組合加入のメリット等を掲載したリーフレットを発送し、組合加入を勧奨します（対象：約1500店）。また、新規店舗リストを各組合に提供し、組合の加入勧奨活動を後押しします。

<広報啓発>

- 各生衛組合、行政機関、日本政策金融公庫等における広報啓発活動に役立てていただけるよう、全国センター作成の啓発チラシ・リーフレットを配付します。

- 機関誌やホームページによる広報啓発を行います。

<生衛組合活性化塾>

組合員を対象に経営の効率化や収益力向上などに関する研修会の開催を予定しています。

●各組合からの報告

各組合から今年度の取組内容、現状や課題等について報告いただきました。

<鮨商組合>

役員を中心とした未加入店への訪問活動を予定しているが、1人でやっている店が多く時間を割けないのが実情。勧誘の仕方を見直しする必要があるのではないか。【新規加入目標：20店以上】

<麺類食堂組合>

これまでのLINEによる活動に加え、今年はユーチューブチャンネルを開局し、本県の名産となる商品を開発し紹介したり、研修会動画等で組合活動について広く知っていただく取組を行いたい。

【新規加入目標：10店】

<社交料飲組合>

未加入店の店主に対面で勧誘活動を行う。大いに片町を盛り上げていきたい。

<飲食業組合>

新規加入はもちろんのこと、組合をやめさせない取組が重要。被災された能登地区の組合員には組合費を免除し、なんとか留まってもらっている。また、事業者に接触しやすい業者（食材、内装、不動産等）を介して組合を知ってもらうよう声かけしている。

<氷雪業組合>

組合員は県内で7つの事業者だけとなった。繁忙期が季節で限られる商売なので、後継者不足が問題と考えている。

<理容組合>

- ・全理連作成チラシで組合員勧誘を行い、特に若年層の取り込みに力を入れる。
- ・昨年度から「儲かる日をつくる」をモットーに、理容師の強みであるシェービングの良さをもっと知ってもらうよう取り組むこととしている。
- ・講習会開催やインバウンド向けの接客セミナーにも取り組む。また、日本の技を世界のお客さんにも知っていただくよう、無形遺産に登録する取組を行っている。

<美容業組合>

若手を増やすことが課題。訪問勧誘が一番効果的だが、日中の仕事で参加できない人が多い。福岡県では人を雇って訪問勧誘し、新規加入者が増えていると聞いている。今年は発想転換して、お客様に組合の良さをアピールし、お客様が組合に加入していないお店に加入を促すことができないか、検討している。

<旅館ホテル組合>

近年、組合員数が増えているのは、ゲストハウスや1棟貸のお宿が増えたことが大きな要因。コロナ禍はなんとか持ちこたえたが、能登地震で深刻な影響を受けている。

<公衆浴場業組合>

全国的に銭湯が減ってきており、なくなった県もある。同業者はほぼ組合員だが、スーパー銭湯は業種が異なるため、そこに組合加入を勧めるのは現実

的には難しい。

<クリーニング組合>

組合員の高齢化が進んでおり後継者がいない店がほとんどで、廃業する店も多い。若い人は後を継がらず、別の仕事を選ぶ。組合に入ってくれそうな人に日星をつけて懇親会を行い勧誘している。

●他県における組合加入勧奨の活動事例の紹介

全国的な組合員数の減少傾向の中、組合員数増加に成功した他県の生衛組合の取組を紹介しました。

<福岡県飲食業組合>

地域ごとに具体的な組合加入の数値目標を設定し、各地域の役員の意識改革を図った。また、加入促進キャンペーンを実施し、成果を上げた地域には報奨金を支給した。（新規加入223名）

<福岡県美容業組合>

専門学校の卒業生に丁寧にフォローアップするなど、地道な活動が新規加入の増加につながった。

（新規加入139名）

<長野県社交料飲組合>

組合役員が店舗を訪問して勧誘活動を行った。3、4回訪問するなど大変苦労した。（新規加入119名）

<千葉県クリーニング組合>

経営者が代替わりするタイミングで理事長や役員が声掛けし、組合加入につなげた。また、組合主催の講習会等の参加を呼び掛けした際、あわせて組合加入も勧め加入につなげることができた。

（新規加入6名）

●若手経営者アンケート結果の紹介

(2022年日本政策金融公庫実施)

組合加入勧奨活動の参考にしていただけるよう紹介しました。

<生衛組合の認知度>

- | | |
|----------------|--------|
| ・生衛組合を知らない | 64.2 % |
| ・名前だけは知っている | 28.4 % |
| ・活動内容を含めて知っている | 7.3 % |

<組合加入のメリット>

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ・組合員向けの有利な融資制度が利用できる | 52.6 % |
| ・組合員向け共済、保険が利用できる | 32.9 % |
| ・同業者との人脈づくりができる | 24.3 % |
| ・経営に役立つ情報提供が受けられる | 16.4 % |
| ・その他（組合員向け割引制度、組合開催イベント、経営相談など） | |

<組合に加入しない理由>

- | | |
|--------------------------------|--|
| ・加入するための手続きや申込に手間がかかりそう | |
| ・組合活動に時間が割かれるなど、大変そうなイメージがあるから | |
| ・どうしたら加入できるのか分からぬ | |
| ・辞めたいと思ったときに辞められなさそう | |

若手経営者の大部分が生衛組合の存在を知らないため、まずは組合の存在を知ってもらい、有利な融資制度など組合員の強みをアピールするとともに、なんとなく大変そうという先入観を払拭し、加入促進につなげていくことが求められます。



センター・連合会だより

□指導センター第3回理事会の開催

10月22日、かなざわ石亭において、11名の役員の出席の下、令和7年度上半期の理事長、副理事長、専務理事の業務執行状況について報告しました。

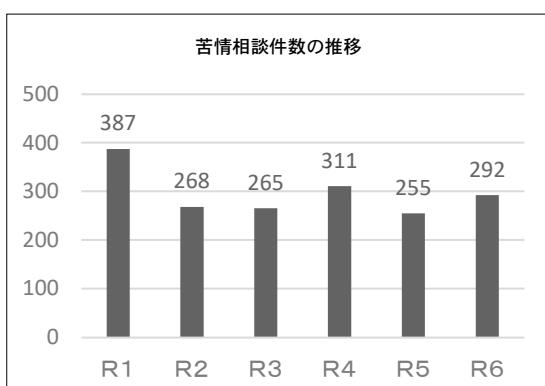
□消費者苦情相談対応連絡会の開催

9月27日、しいのき迎賓館で消費者苦情相談対応連絡会を開催しました。本連絡会は、生衛組合の代表者のほか、県、保健所、消費生活支援センターの担当者が参加し、昨年中の生衛業に関する消費者からの苦情相談の分析や各機関による対応内容などについて情報共有することで、苦情相談に適切に対応できる体制づくりを図り、相談件数の減少や生衛業のサービスの質の向上につなげていくことを目的に毎年実施しています。



＜苦情相談件数＞

昨年の苦情相談件数は292件で、一昨年から37件増加しましたが、コロナ禍直前の令和元年と比較すると約100件少なく、近年、減少傾向が継続しています。これは店側の苦情の未然防止の取組が進んだことのほか、食料品価格の高騰等の影響により、生衛業に対する消費マインドがコロナ前の水準に回帰していないのではないかといったことも要因の



ひとつと考えられます。

＜業種別内訳＞

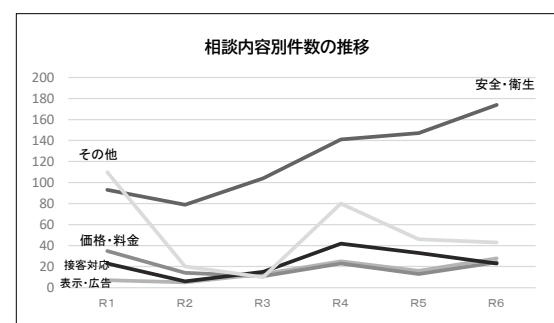
飲食業における相談件数が全体の約7割を占めています。

【相談件数の内訳】

飲食業213件、旅館ホテル26件、美容業16件、公衆浴場業16件、クリーニング11件、興行6件、理容4件

＜相談内容の推移＞

安全や衛生に関する相談が最も多く、5年間で約1.5倍増加しています。



＜カスハラ対策法について＞

本年6月、法改正により今後、従業員1名以上を雇用する事業主は、カスハラ対策を講ずることが義務付けられました（施行時期は未定）。

今後、事業主が講ずべき措置に関する指針が国から公表されますが、カスハラ行為に対する適切な対応や従業員に対する相談体制の整備、マニュアルの整備などが想定されています。

東京都では本年4月、カスハラ対策に関する条例が制定され、ホームページ上で対策マニュアルのひな形も公表されていますので、参考にしてください。

＜意見交換＞

事務局の説明後、意見交換が行われ、その中で様々な苦情の大部分は組合の加入していないお店によるものではないか、苦情が組合員のお店によるものかそうでないかをはっきりしてほしいというご意見をいただきました。これを受けて、次年度から食中毒等の重大事案などについては組合員か非組合員かを判別し、調査内容に反映できないか検討したいと考えています。

□ 消費者懇談会の開催

10月27日、白山市市民交流センターにおいて、地域の消費者団体や関係組合の代表、行政の担当者にご参加いただき、消費者懇談会を開催しました。

懇談会では生衛業に関する一般消費者からの苦情相談の概要、Sマーク制度の意義や有効性などについて説明し、Sマーク登録店の一層の利用促進にご協力いただくよう要請しました。

意見交換会では、消費者団体から、Sマークがあまり知られていない、消費者が安全・安心な生衛業のサービスが利用できるよう、Sマークのさらなる周知を図ってほしいなどのご意見をいただきました。

□ デジタル化実践研修の実施

7月14日、しいのき迎賓館において、生衛業界におけるデジタル化の普及・推進を図るための実践研修会を開催しました。

今回は特にお店のデジタル化に意欲はあるけれど何から始めていいか分からずの方や、最初の一歩をなかなか踏み出せないという方を対象に、LINE社の認定資格を持つ「SPコンサルタント」代表の野田進也氏を講師に迎え、ご自分のスマホでLINE公式アカウントを活用した様々なデジタル手法を指南していただきました。

参加者からは、「思っていたより簡単にできた」「これからデジタル化でお店の顧客を増やしていきたい」などの感想をお聞かせいただきました。

●LINE公式アカウントを活用した機能

- 【メッセージ配信】友だち追加したユーザーに画像やスタンプ、動画など
- 【LINEチャット】友だちになっているユーザー一人ひとりとLINEアプリのトーク機能でチャットが可能
- 【ショップカード（ポイントカード）】紙で行われていたポイントカードをLINE上で発行・管理が可能

【クーポン】割引やプレゼント等などの特典を付与するクーポンをLINE上で発行など

※LINE公式アカウントの活用に興味のある方は、指導センターまでご連絡ください。また、お近くの商工会、(公財)石川県産業創出支援機構で開設から初期設定、運用方法までを優しく指南するアドバイザー派遣制度がありますので、お問合せください。

□ インターンシップ事業の実施

就業体験を通して生衛業について理解と関心を深めてもらい、将来の生衛業界への就職や起業のきっかけにしていただけるよう、毎年、高校生を対象としたインターンシップ事業を行っています。

今年は8名の応募があり、このうち飲食部門は1名が7月22日から24日まで、理容・美容部門は7名が7月28日から30日までの3日間、専門学校における講義と実習、実店舗における就業体験を行いました。



経営の安定化にご活用ください！日本政策金融公庫の生活衛生改善貸付

ご融資額	2000万円以内
ご返済期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）
利 率	特別利率F（11/1現在 2.0%）
担保・保証人	不要（法人の代表者保証も不要）

●従業員が5人（旅館業及び興行場営業は20人）以下の生活衛生関係営業者の方にご利用いただける無担保・無保証人の融資制度です。

●ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けることが必要となります。

お問合せ先：日本政策金融公庫 金沢支店（TEL：076-263-7192）／小松支店（TEL：0761-21-9101）



参加した高校生からは、「進路を考える上で大変参考になった」「将来この仕事に就きたい」などの感想が寄せられました。

また職場体験にご協力いただいた事業者の方からは、「これをきっかけに業界に興味をもってもらえばうれしい」「学生は向上心があり、店側もいい刺激になった」などのご意見をいただきました。

ご協力いただいた関係者の皆様には、厚く感謝いたします。

◆クリーニング師研修の開催

クリーニング業法では、確かな技術力で利用者に安心してサービスをご利用していただけるよう、3年に1回、クリーニング師研修の受講が義務付けられており、3年間ごとの新しいクールの最初の年度となる今年度の第1回研修会を、9月28日、県地場産業振興センターで開催し、18名が受講しました（第2回は令和8年2月15日予定）。

能登中部保健福祉センターの高島技師から、「衛生法規及び公衆衛生」について法令の改正点などを中心にご講義いただきました。

また、大阪府クリーニング研究所の桑野富夫所長からは、洗濯物の受け取りや保管、引



き渡しなどについて、多くの事例を交えながら、分かりやすく講義いただきました。

研修終了後、受講者には修了証書及び研修受講済みステッカーが交付されました。

◆健康入浴推進講習会

10月24日、公衆浴場を活用して、地域住民の健康と福祉の増進や住民相互の交流促進を図ることを目的とした健康入浴推進講習会を、珠洲市野々江町の銭湯「海浜あみだ湯」で開催しました（後援：珠洲市）。

9名の方が参加され、珠洲市健康増進センター理学療法士の奥佐千恵さんによる健康体操で軽く汗を流された後は、海浜あみだ湯の大きな浴槽でゆったりと入浴を楽しんでいただきました。



終了後のアンケートでは、回答者全員から「健康保持のため役に立った」と回答いただき、大部分の方が「今後もこの講習会に参加したい」と答えられました。

来年度以降、お近くの銭湯で開催されたときは、是非ご参加ください。



組合だより

理容組合

「理容ボランティアの日」 各地で社会貢献

「理容ボランティアの日」の9月8日（月）、全国の各都道府県組合で社会貢献活動

が実施されました。石川県組合は、老人介護施設でのボランティアカット、献血、大切な地域の環境を守るクリーンキャンペーンなどを行い、各地区で組合員らが参加しました。

◆金沢支部は、献血活動の協力と促進として、献血ルーム「ル・キューブ赤十字」

(金沢市袋町)と連携し、ボランティア献血を行いました。チョキちゃんも駆けつけて街頭で協力を呼びかけました。また、使用済みカラーチューブ40kgとペットボトルキャップ31.8kgの回収を行いました。集めたキャップは廃棄物リサイクル業の(株)日本海開発(能美市)へ持込み、売却益を能登半島地震義援金へ寄付しました。

◆加賀支部は、事業推進部が中心となって小松市の老人介護施設「自生園ひらんて」で



金沢支部



加賀支部



能登支部

もう使っていますか？ 生衛業のお役立ち情報スマホアプリ **せいえいNAVI**

スマートフォンやタブレットで、経営に役立つ情報が無料で入手できるモバイルアプリです。QRコードからインストールして、是非、ご活用ください！



iPhone 版



Android 版

簡単便利な4つの機能

1 新着情報

生活衛生営業に役立つ新着情報を知ることができます。

2 検索機能

生活衛生営業関連の情報を複数の条件(例:地域、コロナ関連等)で探すことができます。

3 先進事例

経営改善に関する先進的な事例を検索し、閲覧できます。

4 経営診断

収益、顧客満足度などのテーマごとに自店の経営診断ができます。

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

標準営業約款登録のお知らせ

Sマークは、厚生労働大臣認可の標準営業約款制度に従って営業しているお店の表示で、安心・安全・清潔を約束する3つの「S」を備えたお店の証です。



Sマークの対象は、麺類食堂、飲食業、理容、美容業、クリーニングの各組合です。

- ・Sマークは、国が定めた衛生基準・安全基準を満たしていることの証しです。
 - ・したがって、安心・安全を求める消費者のニーズにしっかりと応え、より付加価値の高いサービスを提供することができます。
 - ・Sマークはお店の「強み」です。積極的にアピールし、顧客拡大に活用しましょう。
- 「Sマーク認定証」は外部から分かるところに掲示しましょう。
- ※Sマークの登録手続きは、毎年2月と8月です。

公益財団法人 石川県生活衛生営業指導センター

TEL:076-259-6510 FAX:076-259-6516

宣伝チラシ(右上)をお求めの方は当センターへご連絡ください。

11月は組合活動推進月間です！

- **生活衛生同業組合**は、法律に基づき業種ごとに設立され、経営の健全化と振興を通じて衛生水準の維持向上を図るとともに、消費者の利益擁護に貢献することを使命とする同業者の組織です。 * 生活衛生関係営業の運営の適正化及び運営の振興に関する法律(略称「生衛法」)
- 法律制定後60年が経過し、あらためて生衛法及び組合の役割を再確認し、より一層の取組を行っていくことが求められています。
- 一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会は、取組の機運を全国的に高めていくことを目的に、平成26年より毎年11月を**活動推進月間**に定めており、生衛組合は、指導センターなど関係機関との連携の下に、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化の取組を重点的に展開することとしています。

指導センターは衛生水準の確保・向上事業に取り組んでいます！

生衛組合の周知広報

生衛組合の成り立ちと社会的役割、生衛組合に加入するメリットなどに関するチラシを、組合や関係機関を通して配付するほか、センターなど組合のホームページなど様々な広報媒体を活用した周知広報を行います。



組合活動の活性化

新規営業店舗に対し、組合員のメリットや組合のよさを紹介し組合加入を勧めるダイレクトメールや、組合員・役員等の戸別訪問による加入勧奨活動を行います。その他、衛生管理や経営等に関するセミナー開催などを行います。

生衛組合加入のメリット 組合の組織強化と業界発展のため、組合加入を呼びかけましょう！

- **日本公庫の低金利融資**が受けられます（運転資金が借入できるのは組合員だけです）
- 経営に役立つ**講習会・セミナー**に参加できます
- 同業だけでなく異業種とも**人的ネットワーク**を形成することができます
- 各種**保険制度**に加入できます
- 業界や行政の**最新情報を**知ることができます



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いに関わらず、全ての労働者に適用されます。

お知らせ

この広報紙は、生衛組合員の皆さんための機関紙であり、消費者や生衛業の皆さんへの広報紙でもあります。なお、既刊の「生活衛生いしかわ」は指導センターホームページで見ることができます。

※誌面に関するご意見やお問い合わせなどがあればお知らせ下さい。